\bigcirc 総 務 省 令 第

号

郵 便 法 昭 和 + <u>-</u> 年 法 律 第 百 六 + 五. 号) 第六 十七 条第二 項第三号 \mathcal{O} 規 定 に . 基 づ き、 郵 便 法 施 行

規

則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 \Diamond る。

年 月

日

令

和

総 務 大臣 松 本 剛 明

郵 便 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 する 省 令

郵 便 法 施 行 規 則 平 成 + 五. 年 総 務 省 令 第 五. 号 \mathcal{O} 部 を 次 0 ように 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を ک れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \bigcirc ょ う に 改 \Diamond る。

第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、百十円とする。(定形郵便物の料金の上限)	改正後
第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十四円とする。(定形郵便物の料金の上限)	改正前

附

則

この省令は、公布の日から施行する。